別紙

**日　立　市**

　建築確認を日立市に申請する場合、又は申請地が日立市内で指定確認検査機関に申請する場合には、次の項目についても調査、手続き等を行ってください。

１　次の要綱に該当する場合は、その要綱に従い、手続を行ってください。

①日立市中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱

②日立市中高層建築物に関する指導要綱

２　４ｍ未満の道路（法第４２条第２項道路）に申請敷地が接する場合の対応について。

　　　①道路境界は明確になっていますか。 　　（□明確・□不明確）

　　　②後退杭を現地に設置しましたか。 　　（□完了・□未完了）

　　　③セットバック内に構築物等は存在しますか。 （□存在する・□存在しない）

　注１　道路境界が不明確な場合には、当該道路を管理している管理者と協議のうえ、道路境界を

　　　　確定してください。

　注２　後退杭をまだ設置してない場合には、申請敷地に設置してください。

　注３　セットバック内に構築物等が存在する場合には、速やかに撤去してください。

　注４　これらの事項は建築確認申請までに完了してください。

３　次の事項については、確認申請前までに関係する部署、又は当該施設を管理する管理者と協議を

行ってください。

　　　①埋蔵文化財に関すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（教育委員会郷土博物館）

　　　②雑排水及び汚水を公共下水道、浄化槽処理水・雨水等を道路側溝又は水路等に放流する場合。

（放流先管理者　道路管理課・下水道課・都市整備課・茨城県高萩工事事務所等）

　　 ③申請敷地が急傾斜地崩落危険区域内又は、隣接している場合（茨城県高萩工事事務所）

　　 ④申請敷地が土砂災害特別警戒区域内又は、隣接している場合（茨城県高萩工事事務所）

　　 ⑤建築協定区域内で建築行為をする場合　　　（各団地の協定地区の協定運営委員会）

　　 ⑥道路改良区域について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（道路建設課）

４　建築確認申請に際し、建築計画概要書に最新の公図の写しを添付してください。

-3-（日立市）